

京都議定書締約国会議
第4回会合
2008年12月1-12日、ポズナニ

暫定議題書2 (a)項
組織上の問題
議題書の採択

暫定議題書および注釈書

事務局長覚書

I. 暫定議題書

1. 会合の開会.
2. 組織上の問題:
 - (a) 議題書の採択
 - (b) 交代役員の選出
 - (c) 作業構成、補助機関会合を含む
 - (d) 信任状報告書の承認
3. 補助機関報告書ならびに補助機関提出の決定書および結論書
 - (a) 科学・技術上の助言に関する補助機関の報告書
 - (b) 実施に関する補助機関の報告書
4. 京都議定書附属書 I 国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ報告書
5. クリーン開発メカニズム(CDM)関連問題
6. 共同実施関連問題.
7. 遵守委員会報告書
8. 適応基金理事会報告書
9. 遵守関連の手順ならびにメカニズムに関する京都議定書の改定
10. 京都議定書国際取引ログの管理者による報告書
11. 条約附属書 I 締約国の国別報告書：報告とレビュー
12. 京都議定書附属書B締約国の年次統括ならびに算定報告書
13. 京都議定書9条に則った第2回レビュー
14. 京都議定書におけるキャパシティ・ビルディング（能力向上）
15. 京都議定書3条14項に関する問題
16. 京都議定書2条3項に関する問題
17. 事務管理、資金、組織・制度に関する問題
 - (a) 2006–2007年の2カ年度、監査後財務報告書
 - (b) 2008–2009年の2カ年度、予算実績
18. 補助機関から京都議定書締約国会合に提起されるその他の問題
19. ハイレベル・セグメント
20. オブザーバー組織のステートメント
21. その他の問題

22. 会合の結論

- (a) 京都議定書締約国会合第4回会合報告書の採択
- (b) 当会合の閉会

II. 会合の構成に関する提案：概要¹

1. 12月1日月曜日の朝、ポズナニでの国連気候変動会議の開幕を告げる歓迎式典が開催される。
2. 締約国会議(COP)第13回会合議長がCOP14の開会を宣言する。COPは、暫定議題書の1項を議論すると同時に、2項の手順関連項目も議論する、これにはCOP14議長の選出、議題書の採択、作業構成の項目が含まれる。グループを代表するもの以外、ステートメント発表の予定はない。COPは、議題の一部を適当な補助機関に委託する。その後、開会会合は終了する。
3. 続いて、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国の会議(CMP)の第4回会合を開会する。CMPは、その暫定議題書の1項を議論するほか、2項の手順問題も議論するが、これには議題書の採択および作業構成の項目が含まれる。グループを代表するもの以外、ステートメント発表の予定はない。CMPは、議題の一部を適当な補助機関に委託する。その後、開会会合は終了する。
4. 月曜日の午後、条約の下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキング・グループ(AWG-LCA)第4回会合が開会する。続いて、京都議定書附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ(AWG-KP)の第6回再開会合が開会、そのプレナリーでは暫定議題書の4項を議論する。これらの会合と合わせ、科学・技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)が第29回会合を開会、続いて実施に関する補助機関(SBI)も第29回会合を開会する。(会合スケジュールの草案については附属書Iを参照)
5. CMPは、12月3日水曜日と12月4日木曜日にプレナリー会合を開き、SBSTAおよびSBIに委託されていない議題項目を議論する。
6. SBSTAおよびSBIは、12月10日水曜日、それぞれの会合を終了する。これら補助機関は、可能な限り多数の項目に関する審議を終了し、その結果をCOPまたはCMPに送る。AWG-LCA 4とAWG-KPの第6回再開会合も12月10日水曜日に終了する。
7. COPおよびCMPは、12月11日から12日に開催されるハイレベル・セグメントの中で合同会合を開催する。合同会合には、各国閣僚ならびに代表団長が出席し、各国のステートメントを発表する。COPおよびCMPの合同会合では、オブザーバー組織のステートメントも発表される。ハイレベル・セグメントは、12月12日金曜日に終了する。COPおよびCMPはそれぞれ独自の会合も開催し、本会合において提起された決定書ならびに結論書の採択を目指す。

¹ 締約国会議(COP)の第14回会合と京都議定書締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第4回会合は、同じ会合期間中に開催される、このため本項では両方の会合について記載する。また締約国およびオブザーバーにわかりやすくするため、COP14の暫定議題書(FCCC/CP/2008/1)の注釈書にも本項を含める。詳細は、UNFCCCホームページに掲載される予定。

8. SBIの第24回会合で採択された結論書²に則り、全ての会議は午後6時で終了するものとする、ただしCOP議長団または補助機関議長が異なる決定をする場合はこの限りでない。今会合期間中では、6つの組織が会合することから、コンタクトグループおよび非公式協議のための時間は極めて限定されたものになる。今会合は、会議のための時間が限定されていることを踏まえて計画される。

III. 暫定議題書の注釈書

1. 会合の開会

9. COP 14議長でありCMP 4の議長も務めるポーランド環境大臣のMaciej NowickiがCMP 4の開会を宣言する。Nowicki議長は、地域グループ持ち回りの議長として、東欧グループの中から指名を受けた。

2. 組織上の問題

(a) 議題書の採択

10. 背景：事務局は、SBI 28において締約国が表明した意見ならびに議長団構成員が表明した意見に配慮し、CMP 3議長との合意の下、CMP 4の暫定議題書草案を作成した。

11. 行動：CMPは、暫定議題書の採択を求められる。

FCCC/KP/CMP/2008/1 暫定議題書と注釈書。事務局長覚書

(b) 交代役員の選出

12. 背景：京都議定書は、「締約国会議がこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす場合には、締約国会議の議長団の構成員であってその時点でこの議定書の締約国でない条約の締約国を代表するものは、この議定書の締約国により及びこの議定書の締約国の中から選出される追加的な構成員に交代する」（13条3項）と規定する。

13. 議長団の構成員で京都議定書の締約国でない国家を代表するものがある場合は、当該構成員に代わり議定書の締約国を代表する候補者を指名するため、協議を行う必要がある。締約国は、決定書36/CP.7を想起し、条約または京都議定書の下で設立される組織の選出対象者の中で女性の指名を積極的に進めるよう求められる。

14. 行動：CMPは、必要があれば京都議定書の締約国でない国家を代表する構成員に代わる議長団追加構成員を選出することが求められる。

² FCCC/SBI/2006/11, 112 項

(c) 作業構成、補助機関会合を含む

15. CMPは、会合スケジュール案など作業構成に関して合意することが求められる。
(上記1-8項および附属書I参照)

FCCC/KP/CMP/2008/1	暫定議題書と注釈書。事務局長覚書
FCCC/SBSTA/2008/7	暫定議題書と注釈書。事務局長覚書
FCCC/SBI/2008/9	暫定議題書と注釈書。事務局長覚書
FCCC/KP/AWG/2008/6	議題書と注釈書。事務局長覚書

(d) 信任状報告書の承認

16. 背景：議長団は、条約締約国提出の信任状を検閲し、信任状に関する報告書を提出してCOPによる採択を目指す。³

17. 行動：CMPは、CMP 3に出席した締約国の代表に関する信任状報告書を承認するよう求められる。この行動がとられるまで、各国代表は暫定的にその出席が認められる。

3. 補助機関報告書ならびに補助機関提出の決定書および結論書

(a) 科学・技術上の助言に関する補助機関の報告書

(b) 実施に関する補助機関の報告書

18. CMPは、SBSTAおよびSBIの第28回会合報告書、ならびにSBSTAおよびSBIの第29回会合に関する各議長の口頭による報告に留意することが求められる。

FCCC/SBSTA/2008/6	2008年6月4-13日、ボンで開催された科学・技術上の助言に関する補助機関第28回会合に関する報告書。
FCCC/SBI/2008/8 and Add.1	2008年6月4-13日、ボンで開催された実施に関する補助機関第28回会合に関する報告書。

4. 京都議定書附属書 I 国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ報告書

19. 背景：AWG-KPはその第4回再開会合で、作業完了までの道筋を示す予定表を採択した。同AWGはその第6回会合第1部で、当該作業計画の17 (b) (i)および(ii)項規定の課題に

³ 決定書 36/CMP.1 の規定では、京都議定書締約国の信任状が各国代表によるCOPおよびCMP会合出席に適用される、COP議長団は、既定の手順に則り、信任状に関する単一の報告書をCOPおよびCMPに提出する。

関する結論書を採択することで合意した。⁴ さらに同AWGは、その作業の成果を、CMPの第5回会合に送り、採択を目指すことでも合意した。AWG-KPは、2008年に3回会合を開いた。第6回再開会合は、2008年12月1-10日に予定される。AWG-KP議長は、2008年の同グループの作業内容ならびに2009年の作業計画について報告する。

20. 行動 : CMPは、上記19項に言及するAWG-KP議長の報告書を検討し、適切な行動をとることが求められる。

FCCC/KP/AWG/2008/2	2008年3月31日から4月4日、バンコクで開催された京都議定書附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ第5回会合第1部の報告書
FCCC/KP/AWG/2008/3	2008年6月2-12日、ボンで開催された京都議定書附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ第5回再開会合の報告書
FCCC/KP/AWG/2008/5	2008年8月21-27日、アクラで開催された京都議定書附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ第6回会合第1部の報告書

5. クリーン開発メカニズム(CDM)関連問題

21. 背景 : CDM理事会は、クリーン開発メカニズム(CDM)⁵の方法および手順に関する規定に則り、CMPの各会合にその活動内容を報告する。CMPは、CDMに関する権限行使の一環として年次報告書を検討し、適切な場合は指針を提供し意思決定を示す。

22. 同理事会がCMPに提出する第4次報告書には、(2007年10月20日から2008年10月24日の) CDM活動第7年度における理事会の行動の結果としてCDM実施がどれだけ進展したかを示す情報が含まれる。⁶ このほか当該報告書には、CMP第4回会合で決議されるべき数件の提案も提示されており、この中にはCMP第3回会合の要請に応じて策定された提案も含まれる。

23. 同理事会議長は、口頭での報告も行い、CDM運営開始第7年度の課題と実績、理事会からCMPへの報告の対象ではない期間の問題と成果、そして今後の課題に焦点を当てる。

24. AWG-KPは、その第5回再開会合⁷において、京都議定書プロジェクトベース・メ

⁴ FCCC/KP/AWG/2006/4

⁵ 決定書 3/CMP.1, 附属書 2-5 項(?)

⁶ CDM理事会がCMPに提出する報告書は、第2回会合ならびに第3回会合の要請に則り、一つ前のCMP会合以降、現在のCMP会合に合わせてその直前に開会されるCDM理事会会議までの期間を対象とする(決定書 1/CMP.2, 11 項, 決定書 2/CMP.3, 7 項)

⁷ FCCC/KP/AWG/2008/3, 21 項

カニズムならびに排出量取引に関し、いくつかの問題点が指摘されたことに留意した。これらの点は、現行約束期間中での適用可能性が考えられる。同AWGは、CMPに対し、AWG-KP議長が自己の責任でまとめた文書FCCC/KP/AWG/2008/3の附属書IIIに記載するこれら問題点のリストを、CMPの第4回会合で検討し、適切な行動をとることを提案した。締約国は、共同実施(JI)関連問題（暫定議題書6項）の議論を踏まえ、さらには議定書9条に則った第2回京都議定書レビューに関係する議論（暫定議題書13項）を念頭に、このリストの検討を希望する可能性がある。

25. 行動：CMPは、下記のCDM理事会報告書ならびに同理事会議長による口頭での報告に留意するよう求められる。CMPは、本項目を検討するコンタクトグループを設置し、CMP第4回会合での採択を目指す決定書草案または結論書の提案を図ることが求められる。

26. またCMPは、CDM理事会構成員および必要な場合はその交代構成員の指名について協議するようCMP議長に要請し、これら構成員および交代構成員の選出を図ることを希望する可能性がある。

FCCC/KP/CMP/2008/4	京都議定書締約国会合提出のクリーン開発メカニズム(CDM)理事会年次報告書
FCCC/KP/AWG/2008/3	2008年6月2-12日、ボンで開催された京都議定書附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループの第5回再開会合報告書

6. 共同実施関連問題

27. 背景：共同実施監督委員会(JISC)は、決定書9/CMP.1の附属書（以後JIガイドラインと称す）に則り毎年CMPに報告する。CMPは、JIトラック2の手順に関する権限を行使し、年次報告書をレビューし、指針を示し、適切な場合は意思決定を行う可能性がある。

28. CMPに対するJISCの第3回年次報告書は、JI運用第3年度（2007年10月20日から2008年9月12日）中のJISCの行動がJIトラック2手順の実施をどれだけ推進したか、その情報を記載する。⁸

29. JISC議長は、口頭でも報告し、当該年度のJISCの課題と実績、第3回年次報告書の対象外である期間での問題と成果、将来の課題に焦点を当てる。また事務局は、広範なJI関連問題の活動について、CMPに情報を提供する。

30. AWG-KPは、その第5回再開会合⁹において、京都議定書のプロジェクトベース・メカニズムならびに排出量取引に関するいくつかの問題を指摘、これらは現行約束期間中

⁸ JISCは、CMPから明確な要請を受けたわけではないが、CDM理事会の報告にならい、報告の対象期間を定めると決定した、これによりJISCからCMPへの報告は、前回のCMP会合以降、本CMP会合に合わせて直前に開催されたJISC会議までの期間を対象とする。

⁹ FCCC/KP/AWG/2008/3, 21 項

の適用可能性が考えられる。同AWGは、CMPに対し、AWG-KP議長の責任でまとめられた文書FCCC/KP/AWG/2008/3の附属書IIIに記載するこれらの問題点リストを、CMP第4回会合で検討し、必要な行動をとるよう提案した。締約国は、CDMに関する問題の議論（暫定議題書5項）を踏まえ、京都議定書9条に則った同議定書の第2回レビューに係る議論（暫定議題書13項）を念頭に、このリストの検討を希望する可能性がある。

31. **行動**：CMPは、JISCの年次報告書、JISC議長の口頭での報告、事務局による口頭での報告などのJIの作業に留意するよう求められる。CMPは、本項目を検討するコンタクトグループを設置し、CMP第4回会合での採択を目指す決定書草案または結論書の提案を図るよう求められる。

32. CMPは、JISCの構成員ならびに必要ながあれば交代の構成員の指名について協議するようCMP議長に要請し、これら構成員ならびに交代構成員の選出を図ることを希望する可能性がある。

FCCC/KP/CMP/2008/3	共同実施監督委員会から京都議定書締約国会合に提出する年次報告書
FCCC/KP/AWG/2008/3	2008年6月2-12日、ボンで開催された京都議定書附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループの第5回再開会合の報告書

7. 遵守委員会報告書

33. **背景**：遵守委員会のプレナリーは、決定書27/CMP.1,附属書III部2(a)項に則り、CMP通常会合でCMPに報告する。

34. 遵守委員会がCMPに提出する第3回年次報告書は、2007年9月8日から2008年10月10日までの遵守委員会運用開始第3年度での活動状況に関する情報を記載する。本報告書では、報告対象期間中に執行部が検討した実施上の問題点について、その概要を説明する。さらに執行部による実態調査の概要や、促進部の報告とレビューに関するワークショップ、プレナリーの活動で得られた提案ならびに認識に焦点を当てる。

35. **行動**：CMPは、下記遵守委員会報告書を検討するよう求められる。CMPは、本項目を検討するコンタクトグループを設置し、CMP第4回会合での採択を目指す決定書草案または結論書の提案を図るよう求められる。

36. CMPは、遵守委員会促進部人員の空席を満たすため、議長に対し、必要とされる指名を行うべく協議し、そのような構成員の選出を図るよう要請することを希望する可能性がある。

FCCC/KP/CMP/2008/5	遵守委員会から京都議定書締約国会合への年次報告書
--------------------	--------------------------

8. 適応基金理事会報告書

37. **背景** : CMPは、その決定書1/CMP.3において、適応基金は適応基金理事会が、事務局と評議会の支援を受けて運営すると決議した。CMPは、地球環境ファシリティーに対し、適応基金理事会の事務局業務を行うよう求め、世界銀行に対し、暫定的ながら適応基金の評議会の役割を果たすよう求める。

38. さらにCMPは、適応基金理事会が決定書1/CMP.35 (a-m)項に規定する特定の機能を果たすことで、CMPの権限と指導の下での適応基金の監督と管理を行うこととし、また同理事会は、CMPに対して全面的な説明責任を有すると決議した。CMPは、適応基金理事会に対し、CMP4までの期間に関する作業計画に、決定書1/CMP.3, 5 (a), (b), (c), (e), (j), (k)で定める機能を加え、CDMがこれらの機能を適応基金理事会の新たな機能として採択する、またはこれに留意できるようにすることを要求した。

39. **行動** : CMPは、適応基金理事会の活動および決定事項に関する報告書を検討するため、コンタクトグループを設置し、適応基金理事会の提案に留意することが求められる。

FCCC/KP/CMP/2008/2 適応基金理事会の報告書。適応基金理事会議長覚書

9. 遵守関連の手順ならびにメカニズムに関する京都議定書の改定

40. **背景** : SBI 29の暫定議題書および注釈書(FCCC/SBI/2008/9)を参照。

41. **行動** : CMPは、SBIでの本項目の審議、ならびにCMP第4回会合での採択を目指す決定書草案または結論書の提案を図るべく、本項目をSBIに託すことが求められる。

10. 京都議定書国際取引ログの管理者による報告書

42. **背景** : SBI 29の暫定議題書および注釈書/SBI/2008/9)参照。

43. **行動** : CMPは、SBIでの本項目の審議、ならびにCMP第4回会合での採択を目指す決定書草案または結論書の提案を図るべく、本項目をSBIに託すことが求められる。

FCCC/KP/CMP/2008/7 京都議定書規定の国際取引ログの管理者による年次報告書。事務局覚書
FCCC/SBI/2008/9 暫定議題書および注釈書。事務局局長覚書

11. 条約附属書 I 締約国の国別報告書 : 報告とレビュー

44. **背景** : SBI 29暫定議題書および注釈書(FCCC/SBI/2008/9)を参照。

45. **行動** : CMPは、SBIでの本項目の審議、ならびにCMP第4回会合での採択を目指す決定書草案または結論書の提案を図るべく、本項目をSBIに託すことが求められる。

12. 京都議定書附属書B締約国の年次統括ならびに算定報告書

46. **背景** : CMPはその決定書13/CMP.1において、事務局に対し、京都議定書8条規定の初期レビュー終了後、京都議定書5条2項規定の調整実施における問題が解決され次第、毎年、統括報告および算定報告を発表し、その報告書をCMP、遵守委員会、および該当する締約国に送付するよう要請した。CMPはその決定書22/CMP.1において、事務局に対し、京都議定書8条規定に基づきレビューを受けた最終報告書は全てこれを公開し、当該報告書の対象である締約国、CMPならびに遵守委員会に送付するよう要請した。これらの報告書には、決定書13/CMP.1に則り締約国が提出した報告書で、議定書8条の規定に基づきレビューを受けた報告書（以後、初期レビュー報告書と称す）も含める。

47. 2008年9月1日時点で初期レビューを受けた締約国は、京都議定書附属書Bに記載される39の締約国（附属書B締約国）中36カ国である。本文書作成時点では、36の初期レビュー報告書が公開され、遵守委員会に送られており、オーストラリアの初期レビューは現在進行中である。ベラルーシは初期報告書を提出したが、当該初期報告書のレビューは開始されていない、これは京都議定書附属書Bにベラルーシを加え、その排出削減の数量化約束を92%とする改定案が、必要な数の締約国による批准を受けておらず発効していないためである。クロアチアは、2007年8月28日に京都議定書の締約国となり、2008年8月27日に初期報告書を提出した。本書作成時点で、34の締約国が、初期報告書の作成、レビューおよび遵守プロセスを終え、京都メカニズム参加の資格を得ている。

48. 京都議定書附属書B締約国の年次統括報告ならびに算定報告には、附属書B締約国39か国中36カ国分の情報を記載する。今回の報告書は、統括および算定データベースに記載される初期算定パラメーターを用いて作成された、京都議定書規定の初期レビュー終了後初めてとなる統括・算定報告書である。

49. **行動** : CMPは、下記に示す京都議定書附属書B締約国の第1回年次統括および算定報告書を検討し、同時に初期レビュー報告書も検討することが求められる、さらにCMPは、本項目をSBIに託し、CMP第4回会合での採択を目指す決定書草案または結論書の提案を図ることを希望する可能性がある。

FCCC/KP/CMP/2008/9	京都議定書附属書B締約国の年次統括・算定報告書。事務局覚書
FCCC/KP/CMP/2008/9/Add.1	京都議定書附属書B締約国の年次統括・算定報告書。事務局覚書。 付録：締約国による統括・算定報告。

13. 京都議定書9条に則った第2回レビュー

50. **背景** : CMPはその決定書7/CMP.2において、京都議定書第9条に則った第2回レビュ

一をCMP第4回会合で行うと決定した。

51. 第2回レビューの範囲ならびに内容は、決定書4/CMP.3に記載する。

52. CMPはその決定書4/CMP.3において、SBIに対し、本レビュー報告書作成のため、SBI第28回会合で下記項目を審議するよう要請した、(1) 京都議定書9条に則った同議定書の第2回レビューにおいて当該決定書記載項目をどう扱うかに関し、締約国が提出した意見書、これには条約附属書I締約国による京都議定書の約束実施に関する進展状況の情報も含める¹⁰；(2) 締約国提出の情報を検討し議論するため企画されたワークショップの報告書。¹¹ CMPはこのほか、SBIに対し、CMP第4回会合に報告することも求めた。¹²

53. CMPは、同決定書において、事務局に対し、AWG-KPでの作業に関する情報ペーパーの作成を求めた。¹³ またCMPは、事務局に対し、AWG-KPの進展状況に関する第2回レビューが、同AWGの作業計画推進にどれだけ関連性があるかを検討するため、会合前ワークショップの開催を企画し、このワークショップの報告書を作成するよう要請した。¹⁴

54. 行動：CMPは、上記52項および53項に則り報告される情報を検討するよう求められる。CMPは、本項目を審議し、CMP第4回会合での採択を目指す決定書草案を提案するため、コンタクトグループを設置するよう求められる。

FCCC/KP/CMP/2008/6	京都議定書9条に則った第2回京都議定書レビューの準備を目的とする会合前ワークショップに関する報告書。事務局覚書
FCCC/KP/CMP/2008/INF.1	決定書4/CMP.3の10項に則った京都議定書附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループの作業に関する情報。事務局覚書
FCCC/KP/CMP/2008/INF.2	クリーン開発メカニズムプロジェクトの地域配分ならびに小地域配分の更なる公平化を図る方法および手段に関する既知の情報のまとめと分析。
FCCC/KP/CMP/2008/INF.3	京都議定書規定柔軟性メカニズムの対象範囲、効果、機能に関する既知の情報のまとめと分析。
FCCC/KP/CMP/2008/MISC.1	収益の一部(share of proceeds)を適応コスト支援に当てることを共同実施および排出量取引にも拡大することに関する締約国の意見。締約国提出文書
FCCC/KP/CMP/2008/MISC.2	クリーン開発メカニズム(CDM)および共同実施の機能および効果を高めるため、現行の組織構成、統治、規則、手順を第一約束期間中に改善する方法に関する締約国の意見。締約国提出文書
FCCC/KP/CMP/2008/MISC.3	クリーン開発メカニズム(CDM)プロジェクトの地域的、小地域的配分の公平さを高める方法と手段に関する締約国の意見。締約国提出文書

¹⁰ FCCC/SBI/2008/MISC.2 and Add.1-3; 提出された意見は、文書FCCC/SBI/2008/INF.1にまとめる。

¹¹ FCCC/SBI/2008/INF5.

¹² 本報告書は、文書FCCC/SBI/2008/8の102-113に記載する。

¹³ FCCC/KP/CMP/2008/INF.1

¹⁴ FCCC/KP/CMP/2008/6

<i>FCCC/SBI/2008/8 and Add. 1</i>	2008年6月4-13日、ボンで開催された実施に関する補助機関第28回会合に関する報告書。
<i>FCCC/TP/2008/6</i>	途上国の適応に対する資金供与：収益の一部(share of proceeds)を適応コスト支援に当てる措置の拡大、条約附属書I締約国の割当量単位に関わる各種オプション。テクニカルペーパー

14. 京都議定書におけるキャパシティ・ビルディング（能力向上）

55. 背景：SBI 29暫定議題書および注釈書(FCCC/SBI/2008/9)参照。
56. 行動：CMPは、本項目をSBIに送り、SBIでの審議と、CMP第4回会合での採択を目指す決定書草案または結論書の提案を図ることが求められる。

15. 京都議定書3条14項に関する問題

57. 背景：SBI 29暫定議題書および注釈書(FCCC/SBI/2008/9)参照。
58. 行動：CMPは、本項目をSBIに送り、SBIでの審議と、CMP第4回会合での採択を目指す決定書草案または結論書の提案を図ることが求められる。

16. 京都議定書2条3項に関する問題

59. 背景：SBSTA 29暫定議題書および注釈書(FCCC/SBSTA/2008/7)参照。
60. 行動：CMPは、本項目をSBSTAに送り、SBSTAでの審議と、CMP第4回会合での採択を目指す決定書草案または結論書の提案を図るよう求められる。

17. 事務管理、資金、組織・制度に関する問題

- (a) 2006–2007年の2カ年度、監査後財務報告書
61. 背景：SBI暫定議題書および注釈書(FCCC/SBI/2008/9)参照。
62. 行動：CMPは、本小項目をSBIに送り、SBIでの審議と、CMP第4回会合での採択を目指す決定書草案または結論書の提案を図ることが求められる。
- (b) 2008–2009年の2カ年度、予算実績
63. 背景：SBI暫定議題書および注釈書(FCCC/SBI/2008/9)参照。

64. **行動** : CMPは、本小項目をSBIに送り、SBIでの審議と、CMP第4回会合での採択を目指す決定書草案または結論書の提案を図ることが求められる。

18. 補助機関から京都議定書締約国会合に提起されるその他の問題

65. **背景** : 補助機関がCMPに提起する京都議定書関連問題は全て本項目の下で審議される、これには補助機関の第28回会合ならびに第29回会合で最終的に提案された決定書草案ならびに結論書を含める。

66. **行動** : CMPは、SBSTAまたはSBIの第28回会合および第29回会合からCMPに提起された京都議定書に関する決定書草案または結論書を採択するよう求められる。このほかCMPは、その第5回会合および第6回会合の期日と場所に関する決定書草案を承認することが求められる。

19. ハイレベル・セグメント

67. 各国閣僚およびその他の代表による各国のステートメントの発表は、2008年12月11日および12日のハイレベル・セグメント期間中のCOPおよびCMP合同会議で行われる。会合期間中に十分な部数のコピーを事務局へ持ち込むなら、公式ステートメントの全文の配布が可能である。

68. 締約国の数が多いこと、ステートメントに割り当てられる時間が限定されていることから、各ステートメント発表の持ち時間を制限する必要がある。推奨される発表時間は3分以内である。グループを代表するステートメントの発表は、同じグループの他の国が発言を控える限り、強く推奨できる方法であり、持ち時間も追加される。

69. 発言者のリストは、2008年10月10日から11月7日までオープンとされる。¹⁵発言者リストの情報は登録用紙とともに会合通知書に加えられ、各締約国に配布される。

70. ハイレベル・セグメントに関する詳しい情報は、議長団ならびに主催国の検討を受けた後、本文書の付録の形で公表される可能性がある。国連機関および専門機関の長の出席に関する情報も公表される。

20. オブザーバー組織のステートメント

71. 政府間組織および非政府組織の代表も、CMPで発言することが求められる。詳しい情報は後日提供される。

¹⁵ 本リストに関する問い合わせは、下記UNFCCC事務局の外務オフィスに電話(+49 228 815 1520 or 1506)、ファクシミリ(+49 228 815 1999)、または電子メールsecretariat@unfccc.intで連絡。

21. その他の問題

72. CMPは、京都議定書の構成機関に務める個人の特権と免責に関する決定書9/CMP.2を実行するにあたり、2008年中の事務局長の動きに関する報告書を検討するよう求められる。この中には、該当する個人が訴訟や苦情、補償請求を受けるリスクを最小限に抑えるための措置、京都議定書メカニズムに関わる民間法人が提起した懸念や問題への対応が含まれる。CMPは、この報告書に対応して必要な措置をとることが求められる。

73. このほかCMPが関与すべき項目は全て本項の下で議論される。

FCCC/KP/CMP/2008/10	京都議定書構成機関に勤める個人の特権と免責。決定書9/CMP.2の実施。 事務局覚書
---------------------	---

22. 会合の結論

(a) 京都議定書締約国の会合の役割を果たす締約国会議第4回会合報告書の採択

74. 背景 : CMPは本会合の終了時、本会合の審議に関する報告書草案を採択する。

75. 行動 : CMPは、報告書草案を採択、報告官に対し、本会合後、議長の指導の下、事務局の支援を受けてこの報告書を完成させる権限を委ねる。

(b) 当会合の閉会

76. 議長は、本会合の閉会を宣言する

附属書 I
 会合期間中の会議スケジュール案（概要）
 変更の可能性あり

12月1日 月曜日		12月2日 火曜日		12月3日 水曜日		12月4日 木曜日		12月5日 金曜日	12月6日 土曜日
歓迎式典 COP開会 CMP 開会		SBSTA	SBI	AWG-LCA 会合期間中 ワークショップ	CMP	AWG-LCA 会合期間中 ワークショップ	AWG-KP	非公式グル ープ会合	非公式グル ープ会合
AWG-LCA	SBI	SBSTA	AWG-LCA 会合期間中 ワークショップ		AWG-KP会 合期間中 ワークショ ップ		CMP		
AWG-KP	SBSTA	SBI							
12月8日 月曜日		12月9日 火曜日		12月10日 水曜日		12月11日 木曜日		12月12日 金曜日	12月13日 土曜日
非公式グループ会合		Eid Al-Adha イーデルアドハー 犠牲祭 イスラムの祝日		非公式グループ会合 SBSTA閉会 SBI閉会 AWG-KP閉会 AWG-LCA閉会		ハイレベ ル・セグメ ント	非公式グル ープ会合	ハイレベ ル・セグメ ント COP閉会 CMP閉会	

日程変更の可能性あり

附属書 II

京都議定書締約国会合第4回会合の事前配布文書

本会合向けに作成された文書：

FCCC/KP/CMP/2008/1	暫定議題書と注釈書。事務局長覚書
FCCC/KP/CMP/2008/2	適応基金理事会の報告書。適応基金理事会議長覚書
FCCC/KP/CMP/2008/3	共同実施監督委員会から京都議定書締約国会合への年次報告書
FCCC/KP/CMP/2008/4	京都議定書締約国会合提出のクリーン開発メカニズム(CDM)理事会年次報告書
FCCC/KP/CMP/2008/5	遵守委員会から京都議定書締約国会合への年次報告書
FCCC/KP/CMP/2008/6	京都議定書9条に則った第2回京都議定書レビューの準備を目的とする会合前ワークショップに関する報告書。事務局覚書
FCCC/KP/CMP/2008/7	京都議定書規定の国際取引ログの管理者による年次報告書。事務局覚書
FCCC/KP/CMP/2008/9	京都議定書附属書B締約国の年次統括・算定報告書。事務局覚書
FCCC/KP/CMP/2008/9/Add.1	京都議定書附属書B締約国の年次統括・算定報告書。事務局覚書。付録：締約国による統括・算定報告。
FCCC/KP/CMP/2008/10	京都議定書構成機関に勤める個人の特権と免責。決定書9/CMP.2の実施。事務局覚書
FCCC/KP/CMP/2008/MISC.1	収益の一部(share of proceeds)を適応コスト支援に当てることを共同実施および排出量取引にも拡大することに 関する締約国の意見。締約国提出文書
FCCC/KP/CMP/2008/MISC.2	クリーン開発メカニズム(CDM)および共同実施の機能 および効果を高めるため、現行の組織構成、統治、規則、 手順を第一約束期間中に改善する方法に関する締約国 の意見。締約国提出文書
FCCC/KP/CMP/2008/MISC.3	クリーン開発メカニズム(CDM)プロジェクトの地域的、 小地域的配分の公平さを高める方法と手段に関する締 約国の意見。締約国提出文書
FCCC/KP/CMP/2008/INF.1	決定書4/CMP.3の10項に則った京都議定書附属書I国の 更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ の作業に関する情報。事務局覚書
FCCC/KP/CMP/2008/INF.2	クリーン開発メカニズムプロジェクトの地域配分なら びに小地域配分の更なる公平化を図る方法および手段 に関する既知の情報のまとめと分析。
FCCC/KP/CMP/2008/INF.3	京都議定書規定柔軟性メカニズムの対象範囲、効果、機 能に関する既知の情報のまとめと分析。

FCCC/TP/2008/6	途上国の適応に対する資金供与：収益の一部(share of proceeds)を適応コスト支援に当てる措置の拡大、条約附属書I締約国の割当量単位に関わる各種オプション。 テクニカルペーパー
その他の会合事前準備文書	
FCCC/CP/1996/2	組織上の問題：手順規則の採択。事務局覚書。
FCCC/SBSTA/2008/6	2008年6月4-13日、ボンで開催された科学・技術上の助言に関する補助機関第28回会合に関する報告書。
FCCC/SBSTA/2008/7	暫定議題書と注釈書。事務局長覚書。
FCCC/SBI/2008/8 and Add.1	2008年6月3-13日、ボンで開催された実施に関する補助機関第28回会合に関する報告書。
FCCC/SBI/2008/9	暫定議題書と注釈書。事務局長覚書。
FCCC/KP/AWG/2008/2	2008年3月31日から4月4日、バンコクで開催された京都議定書附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ第5回会合第1部の報告書。
FCCC/KP/AWG/2008/3	2008年6月2-12日、ボンで開催された京都議定書附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ第5回再開会合の報告書。
FCCC/KP/AWG/2008/5	2008年8月21-27日、アクラで開催された京都議定書附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ第6回会合第1部の報告書。
FCCC/KP/AWG/2008/6	議題書と注釈書。事務局長覚書。